

# 政治団体の皆様へ 政治活動用ポスター等について取り扱いが変わります。

景観報告会 日時:平成21年〇月〇日 19:00~ 場所:三重公民館

美しく景観をつくります！



今後は、ポスター等を掲出する方がポスター等に掲出する始期及び終期・掲示責任者等を明記(手書き・ゴム印等でも可)していただくことにより、許可手続きが不要となります。

- 政治団体が政治活動用ポスター等を掲出する際は、各建設事務所等に許可申請をしていただいておりますが、今後は以下の条件を満たす場合には許可手続きが不要となります。
- 許可地域で掲出すること
- 表示又は設置の期間が60日以内であること
- 表示又は設置の期間の始期及び終期、表示者名又は管理者名並びに連絡先を明示していること。
- 表示し、又は設置する場所又は施設の管理者の承諾を得ていること
- 別表の個別基準に適合していること

(別表)

| 種類   | 個別基準            |
|------|-----------------|
| はり紙  | 大きさは、1㎡以下であること。 |
| はり札等 | 大きさは、1㎡以下であること。 |
| 立看板等 | 大きさは、2㎡以下であること。 |
| 広告旗  | 大きさは、2㎡以下であること。 |

※ 禁止地域(風致地区等)や禁止物件(信号柱等)にはこれまで同様、ポスター等を表示・設置することはできません。

※ 詳しくは三重県景観まちづくり室(059-224-2748)または各建設事務所等にお問い合わせください。